

大分県豊かな森林の保全に関する条例（案）の概要

背景

森林は、山地災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全、木材や椎茸など林産物の産出等の多面的機能を持っており、県民に多大な恩恵をもたらしている。

一方、堅調な木材需要等を背景に森林の土地取引が増加しており、新規所有者や異業種からの林業参入も増加している。

そのような中、一部の森林所有者について、多面的機能や関係法令の認識不足による意図せぬ違法な伐採・開発や不適切な伐採行為などの事例が散見される。

これらを未然に防ぐためには、森林の土地取引を事前に把握し、必要な手続き等を早期に助言する新たな仕組みが必要。

目的

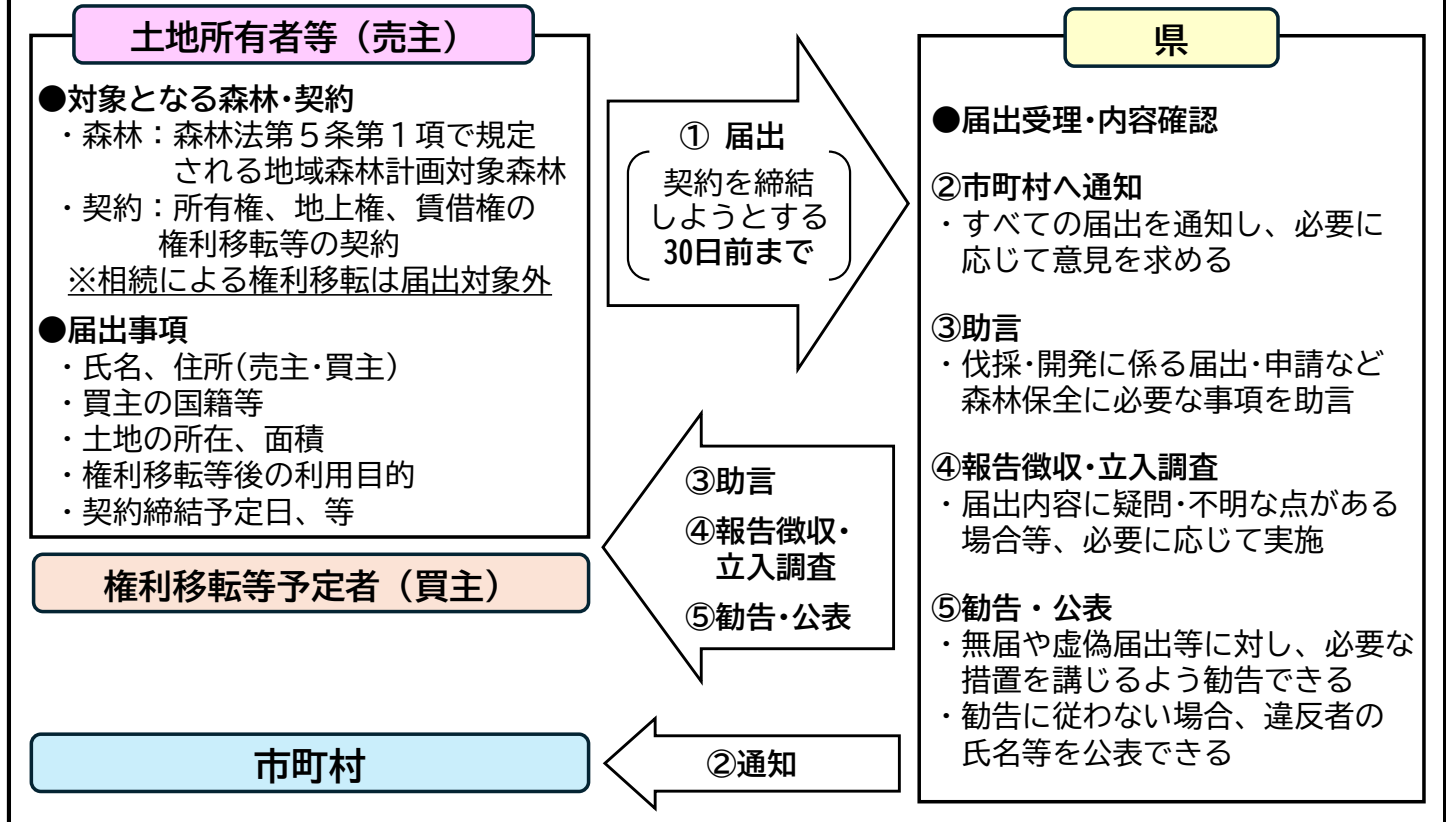
森林の多面的機能の維持に関し、以下の取組により豊かな森林を将来にわたって保全する。

1. 県、県民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにする
2. 森林の土地所有権の移転等について事前届出制度を導入し、県が届出者等に対して、森林保全のために必要な助言等を行う

1. 責務の明確化

- 大分県：市町村、県民、土地所有者等と連携協力を図り、森林の保全に関する施策を推進する
- 県民：森林の保全に対する理解を深め、県・市町村が実施する森林保全施策への協力に努める
- 土地所有者等：森林の適正管理とともに、県・市町村が実施する森林保全施策への協力に努める
- 事業者：森林保全に十分配慮するとともに、県・市町村が実施する森林保全施策への協力に努める

2. 森林の土地所有権の移転等に関する事前届出制度の導入



施行

条例は公布の日から施行。ただし、事前届出制度にかかる条項は令和9年4月1日に施行。

【他都道府県の状況】

本条例案と類似の条例を23道府県で制定済み。九州では佐賀県、熊本県、宮崎県が制定済み。